

令和2年4月21日

保護者様

栃木市教育委員会教育長 青木千津子  
栃木市立国府北小学校長 人見 幸吉

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間の延長について（お願い）

日頃より子供たちの健康・安全についてご協力いただきありがとうございます。

現在、令和2年4月24日までの臨時休業中ではありますが、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大の事態を受けて、令和2年4月18日に栃木市非常事態宣言を発出したところです。

つきましては、今後の対応について下記のとおりといたしますので、下記内容を理解いただき、お子様への御指導も含めてご対応をお願い申し上げます。

記

- 1 延長休業期間 令和2年4月27日（月）～令和2年5月6日（木）
- 2 休業中の過ごし方等
  - (1) 不要な外出はせず、できる限り自宅で過ごす。
  - (2) 毎日体温測定を行うとともに、手洗いをこまめに行い、やむを得ず外出する際は、必ずマスクを着用する。
  - (3) 塾や習い事については保護者の判断とするが、自粛をお願いしたい。
  - (4) 課題については、学校から出される通知（24日以降、ホームページで確認）を参照。また、文部科学省やその他の機関から出されているウェブ上の学習を行う。（通知が確認できない場合は、学校に連絡ください。）
  - (5) 臨時休業期間中の保護者・児童への連絡方法はメール、ホームページ配信で行う。（HP <https://tm2.tcn.ed.jp/koukita/>）
  - (6) 万一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学校に連絡をする。
- 3 休業期間後前の対応等について  
令和2年5月7日、8日は午前中のみ登校とし、給食を取らず下校とする。  
両日とも3時間授業とし、下校時刻は、午前11時25分とする。
- 4 学習内容の補填について  
学校再開後、夏季休業期間を短縮して授業を行うこと等も視野に入れた対応を図る。
- 5 運動施設の開放について  
今回の休業期間では、学校の体育施設の開放は行わない。なお、運動不足を補うために、自宅で行える運動等について、国府北小のホームページや、文科省・その他の機関から出されているウェブ上の事例等を確認のこと。

<問合せ先>

栃木市立国府北小学校

担当 教頭

TEL 0282-27-3004